



リーガル コンパス

弁護士法人神戸シティ法律事務所
 弁護士 中馬 康貴
 (兵庫県弁護士会所属)



第126回 直前チェック 改正個人情報保護法 (その2)

1 困ったときのガイドライン・Q&A

個人情報保護委員会は、個人情報保護法の解釈や具体的な運用に関するガイドラインとQ&Aをホームページ上で公表しています。個人情報の取り扱いに当たって疑問点・不明点が生じた場合には、まずガイドラインやQ&Aをご確認いただくのが良いでしょう。

そして、令和2年個人情報保護法改正に伴って、ガイドラインとQ&Aの改訂版が公表されています。本稿では、更新・追加がなされたQ&Aの内容について概観します。

2 Q&A改訂内容の見取り図

(1) 概要

Q&Aにおいて追加された項目は、基本的に令和2年改正法の内容に連動しますが、改正法と直接の関係がない項目(利用目的の充実(QA 2-1)や委託の考え方(QA 7-36~43))にも更新・追加がなされている点に注意が必要です。

改正法に関する追加項目が多かった主な項目は次のとおりです。

- ①個人データの漏えい等の報告等-30問
- ②個人関連情報の第三者提供の制限等-13問
- ③仮名加工情報-21問

(2) 個人データの漏えい等の報告等

Q&Aでは、「漏えい等」の意義(QA 6-1,2)、漏えいが生じた場合に講じた措置の内容(QA 6-3~5)、報告の対象となる「漏えい等」はどのような場合か(QA 6-6~17)、委託等の場合における報告義務を負う主体の問題(QA 6-18~20)、速報の具体的な解説(QA 6-21~25)、本人への通知(QA 6-26~30)に関するQ&Aが追加されています。

なお、公表の要否に関する項目もあり(QA 6-30)、本人への通知の代替措置として公表を行う場合を除き公表は義務付けられ

ないが、事案の内容に応じて公表することが「望ましい措置」とされています。ただし、二次被害の防止の観点や、公表することでかえって被害拡大につながる可能性がある場合には、公表しないことも考えられます。

(3) 個人関連情報の第三者提供の制限等

「個人関連情報」の意義(QA 8-1,2)、個人関連情報に関する規制の適用の有無(QA 8-3~10)、本人の同意等の確認方法等(QA 8-11~13)に関するQ&Aが追加されています。

個人関連情報の第三者提供規制に関しては、①あくまで個人関連情報の第三者提供規制は全ての場合に適用されるものではなく、提供先の第三者が個人関連情報を「個人データとして取得することが想定される」場合に限り適用されること(QA 8-3)、また、規制の適用がある場合において②個人データの第三者提供における例外(委託、事業の承継及び共同利用)に相当する規定はないこと(QA 8-8)に注意が必要です。

(4) 仮名加工情報

「仮名加工情報」の意義(QA14-1,2)、仮名加工情報の加工方法(QA14-3~9)、削除情報の安全管理措置(QA14-10~13)、利用目的の制限と公表(QA14-14~16)、第三者提供の禁止(QA14-17,18)、本人への連絡の禁止(QA14-19,20)、識別行為の禁止(QA14-21)に関するQ&Aが追加されています。

仮名加工情報について、その取扱いに係る規律の適用は、仮名加工情報として取り扱われるものとして作成する意図を有する場合に限られます。安全管理措置の一環としてマスキング等によって仮名化した場合等、引き続き個人情報の取扱いに係る規律が適用されるものとして取り扱う意図で加工された場合は、たとえ客観的に仮名加工情報の加工基準に沿った加工であったとしても、仮名加工情報の取扱いに係る規律は適用されません。(QA14-4)。